

用語の解説

常住地

常住地とは、各人が常住する場所をいう。ここで「常住する」とは、同一の場所に居住した期間、又は居住しようとする期間が3か月以上にわたる場合をいう。

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいう。常住地・通学地集計では、その場所を次のように区分して集計した。

自市町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市町村と同一の市町村にある場合。

自宅—従業している場所が、自分の居住する家又は家に付属した店・作業所などである場合。

なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工・左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外—常住地と同じ市町村に従業・通学先がある者で上記の自宅以外の場合。

他市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市町村以外にある場合。

(これは、その市町村からの流出人口を示すものとなっている。)

県内他市町村—従業・通学先が三重県内の他の市町村にある場合。

他県—従業・通学先が三重県以外の都道府県にある場合。

他市区町村に常住—県あるいは市町村等、一定の地域に従業又は通学する者のうち、その者の常住地が他市区町村である場合。

(これは、その市町村への流入人口を示すものとなっている。)

従業地・通学地による人口（昼間人口）—常住人口から流出人口を差し引き、流入人口を加えた人口をいう。

注1) 昼間人口には、買物客等の非定常的移動は含んでいない。

注2) ふだん学校に通っていた人であっても、調査期間中、収入になる仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはならず、「就業者」としている。

産業

産業は、就業者について、調査期間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類した。

なお、産業分類は、次のとおりである。

第1次産業

A 農業、B 林業、C 漁業

第2次産業

D 鉱業、E 建設業、F 製造業

第3次産業

G 電気・ガス・熱供給・水道業、H 運輸・通信業、I 卸売・小売業、飲食店

J 金融・保険業、K 不動産業、L サービス業、M 公務（他に分類されないもの）

※計には N 分類不能の産業 が含まれる

—— 利用上の注意 ——

- ・この従業地・通学地集計では、年齢不詳の者を集計の対象から除外している。このため、ここで用いた常住地による人口は当該地域の確定人口と差がある。
- ・構成比については四捨五入により総数と一致しない場合がある。
- ・三重県内における地域区分は次のとおりとした。

地 域	市 ・ 郡 名
北勢地域	桑名市，四日市市，鈴鹿市，亀山市，桑名郡，員弁郡，三重郡，鈴鹿郡
中勢地域	津市，松阪市，久居市，安芸郡，一志郡，飯南郡，多気郡
南勢地域	伊勢市，鳥羽市，度会郡，志摩郡
伊賀地域	上野市，名張市，阿山郡，名賀郡
東紀州地域	尾鷲市，熊野市，北牟婁郡，南牟婁郡